



「再審法改正の早期実現を求める意見書」の採択を求める請願書

令和6年11月13日

飯田市議会議長
熊谷 泰人 様

請願者 住所 飯田市小伝馬町1-3594-7
長野県弁護士会 飯田在住会
氏名 代表 宮下 将吾
電話番号 0265-21-0125
紹介議員 井坪 隆



請願の趣旨

「再審法改正の早期実現を求める意見書」を採択し、政府・関係省庁へ意見書を提出して下さい。

請願の理由

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられてい

ます。

そこで、日本弁護士連合会は、2023年（令和5年）6月16日に開催された定期総会において、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める決議を採択しました。また、長野県弁護士会を含む全国各地の弁護士会、弁護士会連合会でも、同趣旨の決議が行われています。以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考えます。

この長野県においても県議会を含め、すでに6割以上の地方議会で意見書を採択等（趣旨採択を含みます）しています。

貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げる次第であります。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えております。

請願項目

- 1 えん罪被害者の救済の観点から実効性のある検察官による証拠開示の規定を設けること。
- 2 1の証拠開示制度を実効的に担保する捜査機関における適切な証拠の保管、保存制度に関する規定を設けること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する規定を設けること。

以上

再審法改正の早期実現を求める意見書（案）

間違った有罪判決で無実の罪を着せられたえん罪被害者を救済するための最後の砦として、「再審」という制度があります。

我が国では、これまで5つの死刑確定事件において再審により無罪判決が確定しています（2024年10月に再審無罪判決が確定した袴田事件のほか、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）。他にも、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件及び湖東事件などで再審により無罪判決が確定しています。

しかしながら、現実には、10年、20年、時には人生の大半をかけて、無罪を主張するものの、再審請求がなかなか認められない方、上記5つの死刑確定事件のように死刑囚でありながら冤罪を主張して再審請求を続けている方もいます。

その大きな原因として、現在の再審の手続を定める法律の規定が極めて不十分であり、証拠開示の規定が存在しないことから、捜査機関の保有する無罪を示す重要な証拠が開示されてこなかったこと、また、証拠開示を含めた再審事件の審理が裁判所でまちまちとなっており、「再審格差」とも呼ばれる裁判所ごとの不合理な格差（運用の不統一）や、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての繰り返しによる手続の長期化などがあります。

このような状態は、再審制度が誤った有罪判決から国民を救済する最後の砦であることに鑑みれば、もはや一刻も放置することはできず、速やかに改善されなければなりません。

そこで、えん罪被害者の速やかな救済のために、国に対し、下記の点を含む再審法（刑事訴訟法第4編）の改正を求めます。

記

- 1 えん罪被害者の救済の観点から実効性のある検察官による証拠開示の規定を設けること。
- 2 1の証拠開示制度を実効的に担保する捜査機関における適切な証拠の保管、保存制度に関する規定を設けること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

長野県飯田市議会議長 熊谷 泰人

【提出先】

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣